

銀行・信託業における階段、棧橋を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	12～13	会社内の3階から2階に通じる階段において、階段を下りる際に一番上のステップに右足の靴の踵が引っ掛かり、前のめりに10段の階段を転落した。	48	50～99
4	8～9	本館3階から2階へ下りる際に階段を踏み外し、2階まで転落し、右肩を骨折した。	66	1000～9999
5	13～14	支店内階段にて、2階から1階へ降りようとしたところ、靴が階段の滑り止め部分に引っ掛かり前のめりに転倒し、階段踊り場に転がり落ちた。その際に顔面および左半身を強打した。	38	10～29
7	13～14	指導のため支店臨店。支店の行員通用口から入った時、階段の段差に気がつかず転倒し、足首をひねった。	57	500～999
7	11～12	休憩時間中、新館3階の執務室から本館2階の食堂（休憩場所）への移動の際、本館2階階段の5段目あたりから転倒し、両膝と左肘を打撲。	42	100～299
7	12～13	職場の階段で二階にあるトイレに行こうと5～6段上がった所で別な仕事（帳票を取りに）を思い出し下に降りようとして転倒、手足打撲（鼻横骨・左頬骨）骨折した。	58	10～29
7	12～13	当事業場内において、休憩時間中、被災社員は昼食をとるため10階から9階へ階段を下りた際に足を踏み外し、地面から3段目の高さから転落し、左足首から下を地面に強打した。	25	1000～9999
		事務センター内の4Fから3Fへ降りる階段で、3F事務室に戻ろうと下っていたと		

7	13～ 14	き、下から3段目の階段を踏み外し、そのまま3F踊り場へ落下し、腰を強打した。また、打撲による痛みと、左足太ももの踏ん張りが効かず、歩行困難となったものである。	62	100 ～ 299
10	8～9	始業時間直前に当事業場内において、対象社員は自分の所属する課の事務室へ向かうため、10階から9階へ急いで階段を下りた際、階段に足を引っ掛けて捻り負傷した。（時に階段自体に異常や突起物質等は無かったことを確認済。）	60	1000 ～ 9999
11	8～9	就業準備のため、地下1階にある更衣室へ向かう階段を下りていた際、足を滑らせ約1.5m下まで転落した。	49	300 ～ 499
11	12～ 13	2階食堂にて昼食後、窓口勤務開始のため階段にて1階営業室に向かう際、階段にて足を滑らせ落ち、右足首にヒビが入った。	57	1000 ～ 9999
11	11～ 12	被災者は事務室から昼休憩のため、本館西側階段を下り食堂へ向かおうとしたところ、10段ある階段の上から2段目で足を踏み外し踊り場まで転げ落ちた。被災者は、右目黄斑上膜手術を受け、職場復帰したばかりのため、遠近感がとれず目測を誤った様子である。	52	300 ～ 499
12	13～14	昼食休憩を終え、6階の食堂から4階の仕事場へ戻るため階段を下りた際に、最後の段がないものと思い込み、踏み込んだため、勢いよく倒れてしまい怪我を負った。	62	300 ～ 499
12	11～12	社内の年末大掃除中、椅子に上って天井の蛍光灯の清掃作業をしていたところ、バランスを崩して椅子から落下し、腰部を強打し、腰骨の破裂骨折を負った。	59	100 ～ 299
12	8～9	ロッカー室に向かう階段を下りている際、靴がはさまり、転落した。	54	30～ 49

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html